特定都道府県等においては、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、営業時間短縮要請への協力、感染防止策の徹底等を促すための適切な周知・助言等を行われたい。

事務連絡

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る 留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、留意すべき事項等を示す。概要は別紙1のとおり。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

- 1. 催物の開催制限
- (1)特定都道府県
 - ①催物の開催制限の目安

基本的対処方針の三(3)2)に基づき、緊急事態宣言発出中の催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物に

1

ついては、令和2年9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、催物開催に当たっては、別紙2に留意するよう促すとともに、 業種別ガイドラインの徹底や催物の開催時及び前後の「三つの密」及 び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催につい て慎重に判断すること。

②人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11 日付け事務連絡1.(3)のとおり取り扱うこと。

③その他留意事項

(I)営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)の趣旨を踏まえ、特定都道府県においては、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかけることとする。なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。

(Ⅱ)本目安の取扱い

上記の①、②及び③(I)について、以下のとおり取り扱うこと。

- 本目安は、本事務連絡が発出された日から、最大4日間の周知期間を経て、その翌日から適用すること。具体的には、チケット販売開始時期等に応じ、次のとおりとすること。
 - ア 本事務連絡が発出された日までにチケット販売が開始され た催物(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で 販売が開始されているもの)

本事務連絡が発出された日までに販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは上記①、②及び③(I)は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後(新しい目安が適用された日)から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

- イ 本事務連絡が発出された日までにチケット販売が開始され ていない催物
- ・上記周知期間内に販売開始されるもの

周知期間内に販売されるチケットは、上記①、②及び③(I)は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後(本目安が適用された日)から、本目安を超過するチケッ

トの新規販売を停止すること。

・上記周知期間後に販売開始されるもの 上記①、②及び③(I)によること。

(Ⅲ) 年度末に向けて行われる行事等

年度末に向けて人の移動が活発になり、また、卒業式等の行事の開催が見込まれる。こうした行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。特に、より多くの人が集まる行事、例えば、大学の卒業式は適切な開催のあり方を慎重に判断するよう働きかけること。

飲食につながる謝恩会及びこれに類するものについては、自粛を働き かけること。

卒業旅行については、若者が感染に気付かず活発に移動することにより、高齢者等に感染を広げている実情を踏まえ、自粛を働きかけること。

(2) 特定都道府県の対象から除外された都道府県

①催物の開催制限の目安等

特定都道府県の対象から除外された都道府県については、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的緩和を検討すること。

また、「1.(1)③その他留意事項(Ⅱ)」を準用すること。

②年度末に向けて行われる行事等

「1.(1)③(皿)年度末に向けて行われる行事等」を踏まえつつ、 感染状況等に応じて、「1.(3)②年度末に向けて行われる行事等」の 準用を検討すること。

(3) その他の都道府県

①催物の開催制限の目安等

令和2年11月12日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

ステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、それぞれの地域の

感染状況等に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断すること。

②年度末に向けて行われる行事等

卒業式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかけること。

謝恩会及びこれに類するものについては、飲食を伴わない開催を検討するよう働きかけること。飲食を伴う場合には、令和2年12月11日付け事務連絡「II 1. (1) 忘年会・新年会」に記載の工夫を働きかけること。

卒業旅行については、時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間、いつもの仲間での行動などを働きかけること。

2. 施設の使用制限等

(1)特定都道府県

①特措法に基づく営業時間の短縮等の要請を行う施設

以下に掲げるものについては、基本的対処方針二①及び②並びに三 (3)3)を踏まえ、以下のとおり取り扱うこと。

(ア)飲食店(第14号)

原則として、20時までの営業時間の短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとすること。要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

(イ)遊興施設(第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店(次の②に示す施設を除く。)

原則として、20時までの営業時間の短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとすること。要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行うこと。そ

の際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

なお、後記②に示す施設(ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を 目的とした利用が相当程度見込まれる施設)に該当する場合は、営 業時間要請の対象にしないこと。

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記の感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

②①と同様の営業時間の短縮等の働きかけを行う施設

基本的対処方針三(3)3)の趣旨を踏まえ、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、20時までの営業時間の短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかけるとともに、業種別ガイドライン等を遵守するよう要請すること。

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)
- 集会場又は公会堂(第5号)
- 展示場(第6号)
- 1000平米を超える物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号)
- ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(第8号)
- 運動施設、遊技場(第9号)
- 博物館、美術館又は図書館(第10号)
- 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設(第11号)
- 1000平米を超えるサービス業を営む店舗(生活必需サービスを 除く。)(第12号)

また、劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)、集会場又は公会堂(第5号)、展示場(第6号)、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)、運動施設又は遊技場(第9号)及び博物館、美術館又は図書館(第10号)については、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけをあわせて行うこと。

2. (1) ②について、「1. (1) ③その他留意事項(Ⅱ)」を準用すること。

なお、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されることを前提に、施設の使用制限等の要請等を行わないこと。

- 学校(第1号)
- 保育所、介護老人保健施設等(第2号)
- 大学等(第3号)
- 生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生 医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品と して厚生労働大臣が定めるもの)の物品販売業を営む店舗(第 7号)
- 遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的と した利用が相当程度見込まれる施設(第11号)
- サービス業を営む店舗のうち、生活必需サービスを営む店舗 (第12号)
- 学習支援業を営む施設(第13号)

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における 感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

(2) 特定都道府県の対象から除外された都道府県

①特措法に基づく営業時間の短縮の要請を行う施設

「2.(1)① 特措法に基づく営業時間の短縮の要請を行う施設」については、ステージⅡ相当以下に下がるまで営業時間の短縮の要請を継続すること。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。

② ①と同様の営業時間短縮の働きかけを行う施設

「2.(1)② ①と同様の営業時間短縮の働きかけを行う施設」については、地域の感染状況等に応じ、営業時間の短縮等の働きかけについて、各都道府県知事が適切に判断すること。

(3) その他の都道府県

各都道府県は、令和2年5月25日付け事務連絡4.(1)、令和2年7月8日付け事務連絡3.、令和2年7月17日付け事務連絡等に基づき、感染防止策の徹底等、施設管理者への必要な協力要請を実施する

3. 飲食店等における営業時間短縮の要請等の協力の周知徹底

基本的対処方針二①及び②並びに三(3)3)の趣旨を踏まえ、関係各府省庁におかれては、緊急事態宣言が発出される地域であるか否かにかかわらず、営業時間短縮の要請等がなされた場合には、関係団体からその傘下会員に対して以下のとおりその周知・依頼がなされるよう、関係団体に対して周知されたい。

- ・ 自治体から営業時間短縮の要請等がなされた場合には、その要請 に従っていただくこと
- ・ 自治体からの営業時間短縮の実態把握等が行われた場合には、ご 協力いただくこと

4. 職場・飲食店における業種別ガイドラインの遵守徹底

職場(公務の職場を含む)等においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項(別紙3)の確認を促し、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。